

儀礼の場としての武士の居館について

On the Residence of Warrior as Places of Ritual

KOJIMA Michiro

小島道裕

はじめに

武士の領主支配が受容された諸契機、武士はなぜ地域の領主たりえたか、という問題を扱う本共同研究の課題を考える際、武士の持つ二つの側面、すなわち、幕府などの武家の組織につらなる領主としての側面と、必ずしもそれとは関係しない、地域における領主ないし有力者としての側面から考える必要があると思われる。本稿では、領主館としての武士の居館の問題について、儀礼の場という側面から取り上げ、筆者がこれまで触れてきたいくつかの事象について、整理を試みることで議論の参考としたい。

視点としては、いわゆるハード面、すなわち、館の構造や施設、建物などの「モノ」としてのあり方と、そこで何が行われるか、というソフト面、「コト」としてのあり方という二つがある¹⁾。前者の研究を振り返りながら、後者の問題についても合わせて考えてみたい。

一、館の構造の比較

館の規範性

施設としての武士の居館の問題として、まず室町〜戦国期において、地方の国人館や大名館に規範性があつたことを挙げられる。早い時期では十五世紀前半からの国人館があり、飛驒の江馬氏館などを典拠例として紹介した〔小島二〇〇三・二〇〇五〕。館の正面に堀（薬研堀）と築地塀を設けて二つの門を開け、入ると広場と建物群、そして大きな園池があるその構成は、洛中洛外図屏風に描かれた幕府（將軍邸）や細川氏館などに酷似しており、それを模したことが明らかである（図1）。江馬氏は、南北朝初期から幕府と密接な関係にあることが文献史料から知られており、在地支配を行なう上でも、幕府の権威を体現した存在であることを示そうとしたものと思われる。鎌倉期を通じて在地性を深化させた国人領主たちが、個々に室町幕府と結びつき、そのような国人領主同士が協働して地域秩序を形成する、そのような時期が、応仁文明の乱以

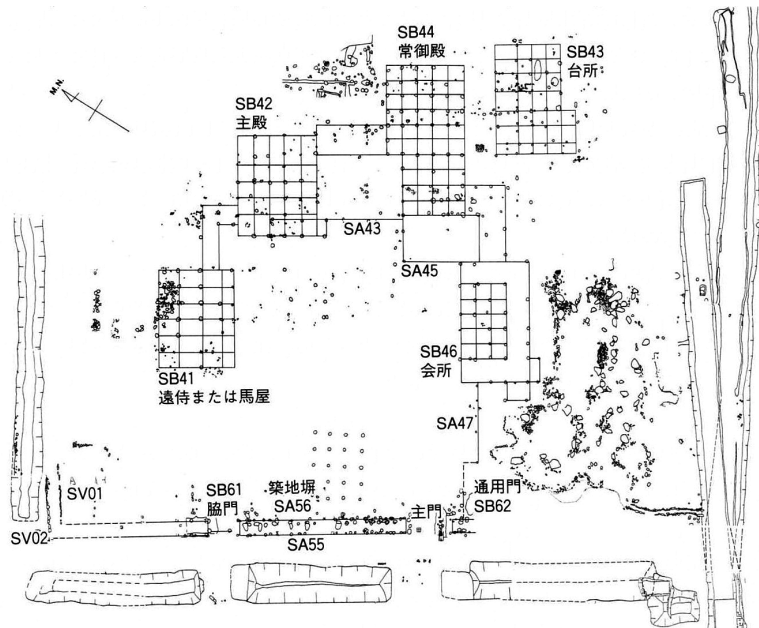


図1 江馬氏館（上図）と将軍御所（下図，元図を左右反転）

上図は、江馬氏館の遺構図（〔神岡町教育委員会2001〕による。建物の機能と名称については異なる見解もある。）
下図は、「洛中洛外図屏風 歴博甲本」（国立歴史民俗博物館蔵、1525年頃）に描かれた将軍御所（「柳御所」）の左右を反転させて、江馬氏館の遺構に合わせたもの。

犬追馬場と儀礼の共通性
館の周囲に付属する施設に目を向けてみると、規範性を感じさせるものに犬追物の馬場（「犬の馬場」）がある。益田氏の七尾城の麓にある小字名「上犬ノ馬場・下犬ノ馬場」をはじめ、朝倉氏の越前一乗谷、大友氏の豊後府内、六角氏の近江観音寺城、上杉氏の越後府内など、多くの事例を挙げることができ、武家としての儀礼を行なう場として、館とセットの形で作られていたことが窺える。中央Ⅱ京都においても犬追馬場は当然存在し、洛中洛外図屏風「歴博甲本」に描かれた犬追馬場や、細川邸に付随するものがよく知ら

前に存在したと考えられ、筆者はこれを「花の御所体制」と称した。
そして、応仁文明の乱後の守護の在国化によって、国人領主がその被官として組織されるようになった時期においても、守護自身の館は、やはり室町幕府を規範とした構造を持っていた。典型例としては、大内氏館（山口）、土岐氏館（革手）、越後府内などを挙げられる（小島二〇〇五）。戦国大名においては山城を居城化することが多いが、平地に設けられた館の構成は基本的に同じであり、越前の一乗谷朝倉氏館、豊後の大友氏館（豊後府内）、阿波の勝瑞（三好氏館）などで発掘調査

が進み、池のある庭園を持った共通の構造が明らかになりつつある。岐阜城の麓にある織田信長の館においても、近年大規模な庭園が付随していたことが発掘調査で判明しており、信長が安土を築いて以降、天守に象徴される近世城郭が普及するまでは、「花の御所」的な室町幕府の館が規範として機能していた。
戦国期を含む室町時代においては、幕府に連なること、そして武士の主従制の頂点である将軍と同様の館を築くことが、在地において領主として受容されるための重要な要素であったとみなすことができよう。⁽²⁾

れている〔小島二〇一六b〕。

犬追物は、多数の参加者が集う場であり、地域の武士を集め、それによって自らの権威を増すための装置として機能したであろうことが容易に想像されるが、また、管領細川政元が越後に下向した際の記録では、連日のように馬場に出ており〔矢田一九九四〕、屋外での接客の場という機能もあつたことが分かる。いずれも、武家としてのステータスを保ち可視化するための施設であると言え、地域において、中央の権威を反映した館と共に、武士社会の中で求心力を持つための装置として有効であつたことが窺える。

しかし、以上は武士社会の内部、その中央―地方間、および地域における武士のネットワークにおける問題であり、武士が地域の領主でありえた背景を考える時、武士以外の住民が武士を領主として受け入れたことと直接関わる問題ではない。

そこで注目してみたいのは、地域における儀礼の場としての館の側面である。中世の武家館遺跡では、しばしば廃棄された大量の土器（かわらけ）が出土し、そこが儀礼的な宴会が行われた場であることを示しているが、そこで行なわれたのは、中央の、あるいは武家社会の規範に則つた儀礼ばかりではなく、武士以外の地域住民も館に來訪し、そこでの様々な儀礼に参加していたことに注意する必要があるだろう。高橋典幸氏は、法会や踊念仏を例に、武士の館が空間的にも社会的にも「開放される側面」があつたことを指摘しているが〔高橋二〇一〇〕、そこはより日常的、ないし年中行事的に、家臣、宗教者、地域住民などが出向き、また集まつて、様々な儀礼が行われる場でもあつた。次章ではそれについて見てみたい。

二、武士の居館をめぐる儀礼―正月行事と來訪者―

年中行事、特に人々が領主の館を來訪する機会に、正月の儀礼がある。ほぼ一ヶ月の間、武士の居館には様々な人間が訪れ、また館の主もいく

つかの対象を訪問して、相互の関係を確認する。そのありさまを中央と地方のそれぞれにおいて考えるために、ここでは、十五―十六世紀の武家館の様相を窺うことができる以下の四つの史料を取り上げ、正月中の行事について比較してみたい。それぞれは、次のようなものである。

①「長祿二年以來申次記」

室町幕府申次衆の故実書。「長祿二年」は一四五八年。応仁文明の乱前後の変化についても記述。大館尚氏による永正六年（一五〇九）の奥書を持つ本を、『群書類従』（第二十二輯 武家部）が所収。

②「殿中以下年中行事（成氏年中行事、鎌倉年中行事）」

鎌倉府の行事を記した故実書。享徳五年（康正二年＝一四五六）奥書の本を『群書類従』（第二十二輯 武家部）が所収。

③「当冢年中作法日記」

豊後の戦国大名大友氏の記録。最後の当主大友吉宗（義統）が、文祿四年（一五九五）常陸国水戸に幽閉中に作成したもの。〔田北一九七〇〕所収。〔大友館研究会編二〇一七〕に現代語訳がある。

④「色部氏年中行事」

越後国岩船郡（村上市）の国人であつた色部氏の記録。十六世紀中頃に成立したと考えられる。〔新潟県一九八三〕所収。

筆者は石見益田氏の居館を扱つた前稿〔小島二〇一六a〕でも、①幕府、②鎌倉府、③守護所（大友氏館）の比較を行ない、②（鎌倉公方）、③（大友氏）においても、主従関係にある武士が、個別の関係性ないし支配領域による関係性に従つて日を決めて出仕していることは、「ハード」としての館の構造の模倣のみでなく、「ソフト」としての幕府行事の模倣によつても在地支配の秩序化が行なわれていることを述べた。

しかし、前稿では対象が家臣などの主従制的な関係にとどまり、そ

れ以外の存在については言及できていなかったことは大きな欠落であった。そのため、本稿においては、正月の各日において、どのような人物が館へ出仕ないし訪問しているかを武士に限らず書き上げ、また逆に館の主が相手を訪問する儀礼についても取り上げた。対象資料としては、さらに地域的な武士領主館の事例として、中野豈任の詳細な研究〔中野一九八八〕がある、④「色部氏年中行事」を加えた。

以上をまとめたものが「表1」である。

館を訪問する人物の属性を示すために、次のABCの区分を付した。

A 館主と主従制的な関係にある者

B 寺社

C それ以外の者

また、A・Bに対して館主の側が訪問する場合（御成、参詣など）については、それぞれa・bで示した。

【表1】幕府・鎌倉府・大名館（大友氏）・国人館（色部氏）の正月儀礼における訪問者と館主の訪問先

凡例

《館を訪問する者》

A 館主と主従制的な関係にある者

B 寺社の関係者

C その他

《館主の訪問先》

a 家臣の館

b 寺社

※訪問を伴わない行事については、主な物を（ ）で示した。

①「長祿二年以来申次記」

一日

A 御供衆、御部屋衆、上池院、千阿弥等、申次衆、御相伴衆、
国持衆、外様衆、御供衆、番頭并節朔衆、公家、細川淡路守、
御部屋衆、走衆

二日

A 公家、大名、外様の内、御供衆、申次、番頭、節朔衆
A 椀飯 土岐美濃守成頼
(御乗馬始)

三日

a 管領へ年始の御成始
A 公家、大名、外様の内、御供衆、申次衆、番頭、節朔衆
A 椀飯 京極大膳大夫持清、京極／六角、各年に勤む

四日

A 公家、大名、外様の内、御供衆、申次衆、相伴衆、上様御被
官兩人、安芸大膳亮、勢田大判事、奉行

五日

C 医師、陰陽、芸阿、善通事、観世等

六日

A 吉良殿、洪川殿、石橋殿、いせ、仁木殿、上杉、関東衆少々、
御成 畠山殿

七日

C 外郎（葉進上）、田楽等
(御内書被成下)

八日

A 評定衆、御供衆、申次衆、

A 公家、大名、国持、外様の内、御供衆、申次衆、番頭、節朔衆、
椀飯、赤松伊豆刑部少輔

C 外郎（葉進上）、田楽等
(御内書被成下)

八日

A 評定衆、御供衆、申次衆、

- 九日 (記事なし)
十日
B 御持僧、法中
C 泰清卿、
十日
A 大名、外様衆、御供衆、申次衆、判門田、公家
B 門跡、法中参賀、
C 撰家
十一日
A 眞木嶋
B 長老達、法中少々
C 造宮司
(御評定始)
十二日
A 宇治衆
a 御成 武衛
B 法中、御室
十三日
B 門跡、法中少々、賀茂輩、日吉
C 猿楽
十四日
(御会所に於いて一献、檢校平家)
(さぎつちょう)
(松囃(觀世)、能)
十五日
A 公家、大名、外様衆、御供衆、申次、番頭、節朔衆、
A 椀飯、山名伊予守教豊
(爆竹(三毬)丁共之を書く)
(卯杖進上大館)
十六日

- B 律家、法中、四条上人、
(大般若經(相国寺僧達))
十七日
(御的始)
十八日
A 御的射手衆
(鬮的始(射手衆三人))
十九日
b 八幡御奉幣、参賀
B 日吉、樹下
二十日
a 御成 赤松邸
B 山徒使節、四条上人
C 樂人
二十二日
a 御成 山名宗全
二十三日
a 御成 細川勝元
B 七条聖
二十六日
a 御成 京極持清
a 御成 畠山教元
二十九日
A 御馬進上 細川右馬頭
② 「殿中以下年中行事(成氏年中行事、鎌倉年中行事)」
一日
A 奉公中、御近辺に宿所ある人、御台様、御袋様、上臈、中臈、
下臈、みなみな御所へ御参りあり

-
- 二日 A 椀飯 管領より参る
- 三日 A 椀飯 相州守護より一年、房州の守護より一年、隔年参る
- 四日 A 椀飯 常州、野州より隔年に参る
- (朝政所出仕)
- 五日 a 夜御行始、管領へ御出
- 六日 A 管領より御引出物
- 七日 A 椀飯 政所より参る
- 八日 B 若宮社務 加持に参らる 社家より出世参らる
正月三十日は管領より参
- 九日 (例日 見好法師参て種々の祝言)
- 十日 A 小侍所并評定奉行、扇谷侍所千葉介方出仕
- 十一日 (御評定始)
- 十二日 B 勝長寿院の御門主様殿中へ御出
- 十三日 B 月輪院、遍昭院、一心院出仕
- 十四日 A 外様の人々出仕
A 国人一揆中の出仕は、或いは正月中、二月三日間也、
-

- A 小山、結城、小田、宇都宮、那須、又は佐竹方旁当参の時は、皆以て正月十五日より出仕ある也
- 十五日 A 椀飯 上総より一年、下総より一年参る
(吉書)
- 十六日 B 建長寺、円覚寺、寿福寺、浄智寺、浄妙寺、并に十刹諸山の
長老以下、御礼に参らる
極楽寺、法戒寺、成就寺、浄光明寺、覚園寺、慈恩寺、大楽寺、
以下参らる
- 十七日 (御的)
- 十八日 B 藤沢山清浄光寺上人御参
- 十九日 A 在郷の奉公外様より御礼
- 二十日 (不断伺候の人々計参らる)
- 二十一日 (例日)
- 二十二日 A 武州相州の国人一揆中参上の人もあり
- 二十三日 b 鶴岡御社参
- 二十四日 b 真言院地藏(黒地藏と号す) 御参詣(≡覚園寺)
- 二十五日 b 荏柄天神へ御参詣 毎月月次
- 二十六日
-

A 上総下総辺より参上有 日限不定
二十七日
(霊日)
二十八日
b 明王院(五大堂と号す) 不動へ御参詣
二十九日
b 雪下今宮へ御参詣ありて、直ちに瀬戸の三嶋大明神へ御社参
晦日
(毎月の御撫物の御使：)

③ 「当家中作法日記」(大友家の年中行事記)

朔日
(せんすまんさい)
A 対面 年寄衆、親類衆、志賀
A 椀飯 直入郷より調
二日
(馬乗始)
(船乗始)
A 椀飯 緒方庄より調
A 賀来庄、植田庄、高田庄の衆出頭
三日
A 椀飯 高田庄勤申候
四日
A 諸寺家衆被参
C 一府地下人参
(風呂は今日はじめにて候)
五日
A 宿老、聞次衆の内々簾中へ参候
六日

A 由布院衆参上
(鬼のまめ、かたたかひ(方違))
七日
A 椀飯 笠和郷より馳走、寒田調
B 由原宮師参
(夜、白馬参)
八日
A 諸郷庄不渥衆、又は無足の衆、小寺家衆、参
九日
(対面無し)
十一日
(社家の吉書、御座の吉書)
B 円寿寺僧衆、今日参らる
(大般若経転読)
(能)
(弓初(大友義鑑まで))
十二日
A 山香郷、浦部衆など対面なさる
十三日
B 都官(僧官)案内に参
十四日
A 由原より花参らる
十五日
A 椀飯 山香郷調申
A 下灘衆など盃給
十六日
(評定初)
B 由原宮師参上

十九日

(簾中かた箆)

廿日

(犬追物)

A 此時分より南北の衆思々参上

廿七日

b 実相寺へ振舞有 薄暮時分帰館

廿九日

(大おもて節)

正月末二月初の比

A 南北国の衆参上

④「色部氏年中行事」

一日

A 椀飯(田中、今泉、早田、山上など二二名)

A 落合主馬丞など二四名

二日

A 田中兵部少輔など一七名

三日

A 北本新四郎など四名

B 椀飯(青竜寺へ御礼)

四日

A 椀飯(小嶋同名衆)

A 在郷衆二四名

五日

A 飯岡刑部大輔、以下、岩舟五日市の者、八日市の者など二九

名

B 先達山伏

六日

A 田村隼人佐など四名

b 興聖寺へ布施

七日

A 椀飯(牛屋衆、在郷衆)

八日

B 青竜寺、最明寺、其外衆徒

(修正会)

C 番匠衆、染屋

A 舟河衆、他

(勧請板吊り)

九日

B 善勝坊

十日

A 加地牢人衆、加地衆、関衆など

B 神主殿、八幡太夫、若宮の大夫、惣の市子、など

C 曲師

十一日

A 三瀧分の衆など

B 松尾別当

b 法勝寺へ布施

十三日

b 殿様千眼寺へ御出

十四日

B 岩舟の本証寺

十五日

(戴き餅の祝い)

十八日

B 弘願寺

B 法勝寺
十九日
B 千眼寺
二十日
b 弘誓寺へ御礼返し
二十二日
B 牛屋の寺社かた
二十三日
? 藤三殿
二十四日
B 岩舟の本証寺
二十五日
(御番はじめ、A 田中・今泉其外、何も腕飯の如く)
二十六日
B 諸上寺

行事の行なわれる日程としては、④の色部氏館について中野が指摘するように、正月七日と八日の間、また十五日の小正月を境に変化があると思わせるため、表でもそれによって区切っている。中野の指摘によれば、「色部氏年中行事」においては、元日から七日までの参上者は、基本的に御親類・御家風衆・在郷衆という、色部氏の主従制的支配の対象となる人々（私的支配関係にある人々）であり、八日以降の参上者は、寺社・職人・渡守・巫女といった、領域的支配権の対象となる人々（公的支配関係にある人々）、および後から色部氏の支配に入った譜代ではない家臣であるという（中野一九八八）。

同じ傾向は、他の武家館の事例でも認めることができる。
①の幕府においては、七日までは、四日と七日に医師、陰陽師、田楽

などが見える他は、すべて主従制的な関係にある人々との面会や会食の儀礼（出仕、腕飯、または御成）である。なお、「公家」とあるのは、特に将軍家と関係の深い、日野、三条、烏丸、飛鳥井などの諸家のことであり、同様に主従制的な関係という範疇で考えることができる。⁽³⁾これに対し、八日以降は、武家などの出仕や、公家、芸能者などの来訪がある一方、七日までは無かった寺社関係の訪問が多く見られる。行事的には、十五日の小正月に最後の腕飯が行なわれ、以後は、武家との関係では、御成が多く行われている。

②の鎌倉府においては、七日までは、すべてA・aの主従制関係のみであり、八日からBの寺院関係の訪問が行われる。十五日にはやはり最後の腕飯があり、下旬には館付近の寺社への参詣が多い。

③の大友氏館においては、七日までは、家臣・親類との対面や各地域からの出仕と腕飯がある他、四日に諸寺家衆および一府（豊後府内）地下人の出仕、七日に由原宮（豊後一宮。現「杵原八幡宮」）の出仕があり、それ以後との区別はあまり大きくない。十五日に最後の腕飯があることは共通している。

以上、①から④、すなわち幕府から地域的な領主に至るまで、武家の正月儀礼が基本的に共通した構造を持っていることが分かる。そして、こうして見ると、その中で特に目立つのは、Bおよびり、すなわち寺社（特に寺院）からの館への訪問と、そして館からの参詣ではないだろうか。C（その他）よりもはるかに多く、主従関係のA・aとは、時期をずらす形で、ほとんど対になるかの如く、多くの行き来がある。この、宗教、特に仏教寺院との密な関わりが、武家領主の一つの特質であったと考えることができよう。宗教的な秩序が大きな比重を占めていた中世社会において、寺社と共にそれを担う存在であったことが、武士が地域社会において領主たり得た大きな要因であると、このような館をめぐる

儀礼の関係から推測することができる。

地域社会において、寺院とそれによって作られる宗教的秩序は、武士にとつて所与のものとして外部に存在したのではなく、多くの場合、武家自身が主体的に作り上げ、維持していったものであっただろう。たとえば、正月に色部氏館に来て修正会や勧請吊りを行ない、また吉書を発給する青竜寺との関係が鎌倉時代から続いていると推定されること⁽⁴⁾にそれを窺うことができる。

「御成敗式目」の第一条・第二条は、

一、神社を修理し、祭祀を専らにすべき事

一、寺塔を修造し、仏事等を勤行すべき事

であるが、正月儀礼として行なわれる「吉書」においても、通常三ヶ条から成るその第一条は、先ず神社仏寺を奉じることであり、「御成敗式目」と関連し合っている(中野一九八八)。地域における宗教的秩序を担う主体であることは、武士にとつて単なる理念的な問題や付加的な問題ではなく、それ抜きには領主として存立し得ない、本質的かつ現実的な条件だったと見なすことができるだろう。

三、領主館の儀礼と村落への継承

次に、領主館をめぐる宗教的な儀礼や装置の具体的な様相、特に地域住民の村落との関係について、いくつかの例を挙げて考えてみたい。取り上げるのは、1 色部氏館にもあった「勧請吊り」、2 地域の神社としての「氏神」、3 村の墓地、そして、4 武士と寺院の関わりそのものである。これらの事例は、中世前期には領主館のものだったと思われるモノヤコトが、中世後期には村のものになること、すなわち、領主館を通じて、地域がある意味で「文明化」していったという関係を示しているのではないか、という仮説である。

1 勧請吊り―館の入り口から村の境へ

現在の民俗に、村境や村の入口に、注連縄を渡し、さまざまな呪具を飾って魔除けとする習俗があり、「道切り」「辻切り」⁽⁵⁾などと呼ばれる他、特に大般若経転読などの旨を記した木札を吊すものについては、「勧請吊り」「勧請架け」などと称され、読誦した経文を記した「巻数(かんじゅ、かんず)」に由来するものと考えられている。

しかし、それが設置された場所は、中世前期においては、村境ではなく、屋敷の入口であったと思われる。「法然上人絵伝」「一遍上人絵伝」などの鎌倉時代の絵巻物に見られる他、現金沢市所在の鎌倉時代の館跡(堅田B遺跡)の屋敷を区画する溝からは、般若心経を記した実物が出土している。記された日付は弘長三年(二二六三)正月八日で、「色部氏年中行事」と月日が一致することも興味深い⁽⁶⁾。

「勧請吊り」がいつから村の境界で行われるようになったかについては確認が困難だが、言葉としては、この種の習俗を表す言葉の一つ「道切り」⁽⁷⁾について、『日本国語大辞典』は、一六六一年の仮名草子を挙げている。遅くとも江戸初期までには定着していたことが窺われるのみだが、村境という点から見ても、また近畿地方周辺で多く見られることから考えて、中世において進行したとされる集落の集村化との関係が考えられ、現行民俗の母体である近世村が成立していった時期、すなわちおよそ中世後期頃に普及していったのではないかと、とりあえず考えてみたい。

2 村の鎮守を「氏神」と呼ぶこと

領主の館で行なわれていた慣行が村のものとなる、という現象について、次に「氏神」の例を挙げてみたい。歴史的な順で記述されている国語辞典『日本国語大辞典(第二版)』(小学館、二〇〇一年)を見ると、次のように記述されている。

①氏人がまつる、氏族と関係の深い神や氏族の祖先神など。またそれをまつった神社。藤原氏の春日、鹿島、香取神社、橘氏の梅宮神社、源氏の平野、八幡神社、平氏の平野、厳島神社など、氏の神。

②村落共同体が共通の守護神としてまつる神。またそれをまつった神社。村氏神。鎮守。産土神。

そして②の最初の用例として、次の『臥雲日件録』文安四年（一四四七）八月十三日の記事を挙げている。

凡世人、以神明主于我所生之地者、謂之氏神、

（凡そ世人、神明の我が所生の地に主たる者を以て、之を氏神と謂う）

「氏神」という言葉は、古くは①にあるような「氏族の神」であるが、地域社会において認識されていたものは、藤原氏や源氏などの大氏族が自らの神とする春日社、八幡社などの神社ではなく、地域の有力者がそれぞれの家で祀っていた、それぞれの氏の神のことだろう。⁽⁸⁾

戸田芳実は、屋敷の垣根に用いられる卯の花に注目して、

「祭る時 咲きも合うかな卯の花は なお氏神の花にぞ有りける」（『貫之集』三四二、用字は改変）という歌を例に、四月の氏神の祭の時に咲く卯の花は、神を象徴し莊嚴する役割を与えられていた、としている（戸田一九七五）。これが、屋敷の中で祀られる「氏神」という存在の本来的な姿であると言えよう。

これに対して、②の用例に挙げられた『臥雲日件録』（相国寺の僧瑞溪周鳳の日記）の例は、村の鎮守を「氏神」と呼ぶという、本来の氏族の神、屋敷の神という意味とは異なる使い方を書き留めたものであり、当時行なわれ始めた新しい用法と思われる。

村の「鎮守」である神社を「氏神」と呼ぶのは、おそらく、屋敷の境に設けられた「勧請吊り」が村境に設置される物に転化したのと同様に、

村落共同体およびその領域が明確になると共に、領主の屋敷の神であった氏神を模倣する形で、村の神を「氏神」と称するようになったのではないかと思われる。その時期を特定するのは困難だが、『臥雲日建録』がこの用法を記した十五世紀中頃には、既に顕著になっていたことは間違いない。おおよそ、中世前期と中世後期の違いと言うことも可能と思われる、ここにも、中世前期において、地域社会の宗教的秩序となる文化を先行して受容し、実施していた存在としての領主館の意味を見いだすことができるのではないだろうか。

3 墓地と城館址

元々は館のものであった宗教的な文化が村のものへ転化するという現象については、より直接的なものとして、館に付随していた宗教施設が、館の廃絶後に村落の物として維持、活用されることを挙げられる。「方角」を強く意識していた中世社会においては、屋敷の東北に鬼門除けの宗教施設が置かれることがあり、室町幕府における「御所八幡」などもその例であるが、在地においても、武士の館の東北に設けられた八幡社が、館の廃絶後に村のものとして存続するという例は多い。神社のみでなく、仏教関係の施設が設けられていたこともあったと思われる、たとえば、近江における一向一揆の拠点として著名な金森では、集落の南西側に隣接した位置に城館址があるが、現在集落の中にある金森御坊はその東北に当たり、そのような関係が想定される。

また、以下のような館跡の東北部が村の墓地となっている例も、同様の背景によると考えられる（滋賀県教育委員会他一九八五、小島一九九七）。

滋賀県野洲市（旧中主町）木部には、集落の西に城館址と認められる地割があり、現在は圃場整備で原型をとどめないが、大量の中世土器の

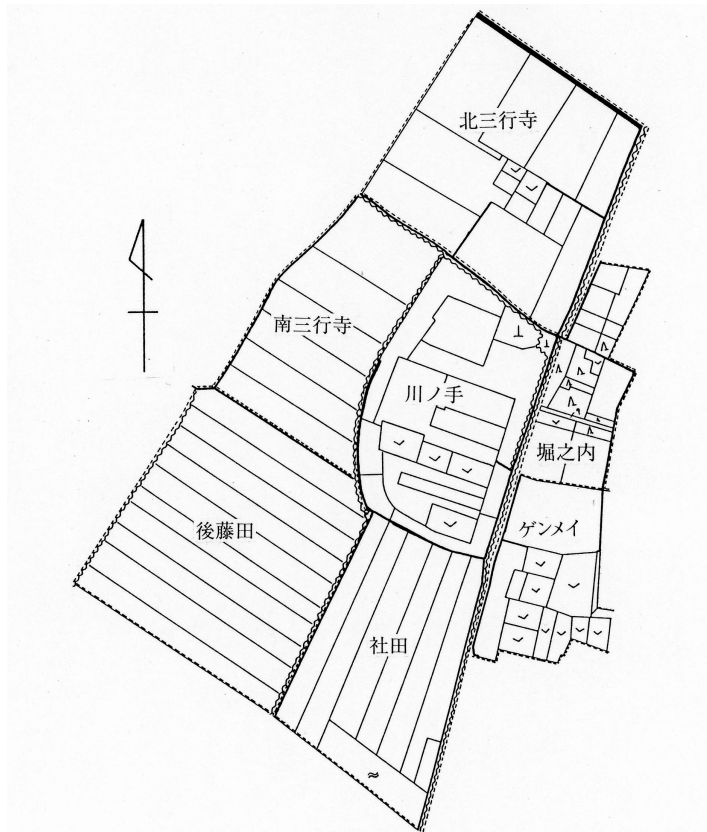


図2 木部城跡付近の圍場整備以前の地籍図
(年未詳, 原資料は滋賀県中主町役場所蔵)
城館跡推定地は, 小字「川ノ手」の部分

散布も認められたことから、滋賀県による中世城郭分布調査の結果、「木部城」として認知されている(図2)。その東北隅の位置には、現在木部地区の共同墓地があり、元禄三年(一六九〇)の「三界万霊塔」が中心にある。おそらく、「木部城」の東北隅には、かつて何らかの宗教施設があり、館が廃絶した後に、その場所が村の共同墓地化したものと推測された。

木部は、浄土真宗木部派の本山錦織寺の所在地であり、寺伝では元天台宗の別院があり「邑主石畠資長」が親鸞に帰依して跡を継いだとされ、武家領主の関与を窺わせている。正確な事実は分からないものの、在地

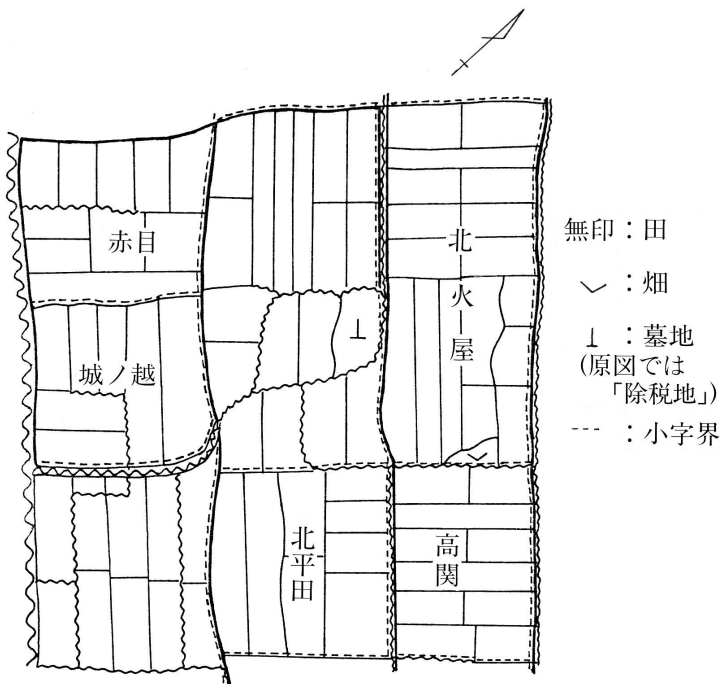


図3 勝部火屋城跡付近の地籍図
(明治5~11年, 原資料は滋賀県守山市役所蔵)
城館跡推定地は, 墓地とその左の二筆

の領主が作り維持した宗教的な施設の場所と機能を村が受け継ぐ、という原理をうかがうことができるように思える。

滋賀県守山市の勝部火屋城も同様の事例と見られる。ここは、現在「火屋共同墓地」となっているが、地籍図を見ると、墓地があるのは、堀跡を思わせる水路に囲まれた一画の東北部であり(図3)、隣接地には「城ノ越」の小字があることから、県の中世城館調査で城跡と認定された。木部城の場合と同じように、領主館(=「城」)の鬼門除けの位置に存在した宗教施設が、館の廃絶後に、村の共同墓地・火葬場として

用いられたものと考えられる。

このような例を考える時、館と集落との位置関係は留意すべき点の一つと思われる。中世後期の集村化の現象に、在地の領主館も当然影響されており、①集落の中にある場合、②隣接している場合、③離れている場合、の三つのパターンができるが（小島一九九七）、離れているものは、集村化以前から存在し、ないしは比較的早くに廃絶した、やや古いものである可能性が考えられよう。城主等の伝承も全く伴わない勝部火屋城なども、あるいは古い時期のものではないかと予想される。そのような目で平地城館址を再検討する余地もあるのではないだろうか。

4 「文明の窓口」としての領主館

領主館がこのような宗教的機能を担うためには、幕府に連なる領主としての武士である必要はなく、むしろ寺社という宗教的権威と結びつく方が自然である。近江において比叡山に結びついていた在地領主である「山徒」などはその例であり、蓮如が滞在した際に、近江で山徒と武力衝突を起こした一向一揆のメンバーも、本来は山徒と同様に比叡山に仕えていた在地領主が、蓮如の下で真宗化したことを契機に、上級領主としての山門との関係をめぐって路線対立を起こしたものと考えられる（小島一九九六）。両者に在地領主としての本質的な差は無く、それぞれが名字を持つ存在であって、武士とも大きな差はない。地域社会において、武家の領主と寺院に属する領主は、互換および重複が可能な存在であったことが窺えよう。

中世の地域社会で武士が領主たり得た理由を、文化的・宗教的な窓口という意味に求めるなら、武士であることよりも、むしろ寺社につながる存在であることが重要であったと言え、武士であることが所与であり自明であるわけではない。その上で、あえて武士の領主として存在

していく、という問題として捉える必要があることを考えさせられる。

滋賀県の城館址調査では、城館址に城主の子孫が残る場合も往々にしてあり、医業を営んだ例も見られた⁽¹⁰⁾。それが直接中世に遡るといってはないが、中世における知識層としての立場や地域住民との関係が前提にあると想像され、在地にあった武士の館が、兵農分離によって武士の側面を失った後にも存続する場合、地域において持っていた別の側面が残り、現われると考えることができる。庄屋・大庄屋などになるのは、その行政機関としての機能によるものだし、寺院として残るのはその宗教的な機能、医業などとして残るのはその高度な文明的機能によると言えるだろう。高い知識や、技術、施設を有する存在として、地域において領主館が発揮したポジティブな側面を考えることが、「なぜ領主たり得たか」という問いへの答えにつながるのではないかと思われる。

おわりに―地域における寺院の在り方に関して―

以上、武士領主館が寺社（特に寺院）と共に地域の宗教的秩序を担う存在であったことについて見てきたが、逆の問題として考えると、中世においては、寺院の側も武士領主と一体の存在として、あるいは自身も領主として存在していた訳であり、そして兵農分離によって武家領主が地域から去り、政治権力が幕藩体制に集約された後は、それまでとは別の形で存在せざるを得ないことになる。

これについて、最後に筆者の知る例を一つ挙げてみたい（小島二〇〇八・二〇二二）。

戦国大名北条氏の一族、玉繩北条氏の最後の当主北条氏勝（永禄二年（一五五九）～慶長十六年（一六一一））は、天正十八年（一五九〇）徳川家康に投降し、千葉氏の重臣である原氏一族の城があった現佐倉市の岩富に封ぜられて、付近の真言宗寺院である宝金剛寺の中興開山覚朝（京極氏の出と言われる）に帰依した。同寺は、寺伝では建仁二年

(一一〇三) 北条時政の建立とされ、北条氏勝の寄進した袈裟などが現在も残されている。袈裟は、慶長二年(一五九八)と慶長十三年(一六〇八)の二点それぞれに墨書銘があり、前者は「武州久良岐郡本牧石川村寶生寺末葉」と、現横浜市内の本寺との関係から書き出すのに対し、後者では、本寺の名はなく、袈裟を仕立てた近隣の四つの小寺院が書き上げられている。中世的な本末関係による寺院ネットワークの中の存在から、より地域の中で存立する寺院への変化が見てとれるように思われるが、一方で北条氏勝の後、岩富藩はまもなく廃藩となり、中世を通じて保たれていたと思われる武家領主との関係も失なう。そして寺院は、もっぱら檀家のある村々を基盤とした存在として存続することになる。中世において、武士の居館が幕府を頂点とする武士社会のネットワークおよび寺社との連携の下に存在したのと同じ状況が、寺院の側にもあったはずであり、その在り方と変化を考えることは、武士の居館の意味の考察にもつながるだろう。

以上、問題の整理というよりも、いくつかの気の付いた点と見通しを述べたにとどまるが、本共同研究の課題に関する今後の研究に、何かのヒントになれば幸いである。

なお、考古学による城館址の研究、あるいは中世における集落の形成過程、特に集村化の問題は、本稿で扱った領主館と地域の関係に直接関わるが、それについては触れることができなかつた。後考を期したい。⁽¹¹⁾

註

- (1) 「小島二〇一六a」では、アイドルグループ「AKB48」のCDが売れる背景には、「握手会」という購入者のみが参加を許されるイベントがあり、武士領主館の問題を考える際も、そこでは、あるいはそれによって何が行われるのか、という「コト」の側面が重要である、とした。
- (2) 鎌倉期の領主館については本稿では扱わず用意がないが、絵巻物に描かれた武家館、すなわち「法然上人絵伝」、「一遍上人絵伝」、それに物語ではあるが「男衾

三郎絵詞」、「粉河寺縁起」などを見ると、屋敷の前に溝、堀、あるいは門の上の櫓などが描かれることはあるが、基本的には寝殿造の影響を受けたものとされている(小泉他一九九六、玉井二〇〇四)など)。しかし一方で、東国の出土例では、寝殿造系の建物は浸透しておらず、儀礼や生活スタイルの違いがあったことも指摘されている(小野二〇〇四)。中央の政治的な権威と儀礼が地方領主館の姿に反映されていく経緯として検討していくことが必要と思われる。

なお、枝垂れ桜(糸桜)が足利義満の「花の御所」から各地の武家の庭園に広まった可能性についても述べたことがある(小島二〇〇〇)。

(3) 武家に頻繁に伺候する「昵近公家衆」「直垂衆」などとも呼ばれる公家については、「小島二〇一〇」でも触れた。

(4) 『日本歴史地名体系15 新潟県の地名』(一九八六年、小学館)「青竜寺」項。文永五年(一二六八)十一月「色部行忍(公長)願文写」(『古案記録草案』[新潟県一九八三]所収)に、三重塔の造営と三尺の阿弥陀仏の制作、阿弥陀經四十八巻の供養が記されており、同書はこれを青竜寺付近かと推定している。

なお、越後時代の寺院との関係が、会津・米沢への移封後も続いたことの意味、および「色部氏年中行事」が近世において持った意味については、「長谷川一九九一a・b」が詳しい。

(5) 佐倉市を含む千葉県北部では「辻切り」と呼ばれて現在でも行なわれているが、この言葉は一般的なものではないらしく、辞書にはこの意味では採用されていない。

(6) 復元複製が国立歴史民俗博物館の総合展示(第2展示室「中世」の「民衆の生活と文化」)でも展示されている。同館企画展示「文字がつなく」図録(二〇一四年)一三一頁に写真がある。高さ一〇・八cm、幅七・九cm。

なお、「一遍上人絵伝」の筑前の武士の館(巻四)に描かれた札など、この種の木札が往々にして頭の尖った「駒型」をしていることについては、「小島二〇一九」でその形の権威としての意味や由来について考察した。

(7) 『片仮名本因果物語』(上の七)「真言坊主道切りしければ、蛇失て来ず」。

(8) 『日本国語大辞典』は、「語源説」として、柳田国男「氏神と氏子」を引用し、「内神の義か。内神は九州南部、奥羽北部では個々の家の神をいい、氏神も元来はこの意であったらう」としている。

(9) 『滋賀県教委一九八五』では、「勝部城」とされていた別の城館址と区別する意味で暫定的に「勝部城(II)」としている。

(10) 野洲市北村城(木村氏館、「小島一九九七」)など。

(11) 考古学からの集落史のまとめに「坂井一九九六」がある他、近年のものとして「橘田二〇二三」があることを村木二郎氏から御教示いただいた。その他、田中大喜氏からも城館址に関する研究をご教示いただき、参考文献などに反映した。

参考文献

- 大友館研究会編 二〇一七 『大友館と府内の研究―大友家年中作法日記』を読む』(東京堂出版)
- 小野正敏 二〇〇四 『中世武士の館、その建物系譜と景観』『中世の系譜―東と西、北と南の世界』高志書院
- 神岡町教育委員会 二〇〇一 『江馬氏城館跡Ⅴ―下館跡堀内地区西辺と北西隅部の調査―』
- 橋田正徳 二〇一三 『中世前期における居館の展開―考古学における『在地領主』論の検証作業―』(『古文化談叢』六九)
- 小泉和子・玉井哲雄・黒田日出男編 一九九六 『絵巻物の建築を読む』(東京大学出版会)
- 小島道裕 一九九六 『近江金森一揆の背景』(『講座蓮如』第一卷、平凡社)
- 小島道裕 一九九七 『城と城下―近江戦国誌―』(『新人物往来社』二〇一八に吉川弘文館から再刊)
- 小島道裕 二〇〇〇 『花の御所の系核』(企画展示図録『天下統一と城』、国立歴史民俗博物館)
- 小島道裕 二〇〇三 『江馬氏館と江馬氏―室町期の国人領主と館―』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、『室町期の国人領主と館―江馬氏館他―』として小島二〇〇五に収録)
- 小島道裕 二〇〇五 『戦国・織豊期の都市と地域』(青史出版)
- 小島道裕 二〇〇八 『北条氏勝の寄進した袈裟―佐倉市宝金剛寺所蔵七条・横被の銘文について―』(『国立歴史民俗博物館企画展示図録』染めと織りの肖像)
- 小島道裕 二〇〇九 『国人館と守護所』(『史跡で読む日本の歴史』7戦国の時代』吉川弘文館)
- 小島道裕 二〇一〇 『洛中洛外図屏風と描かれた公武関係―武士と『武士関係資料』のありかたをめぐる―』(小島編『武士と騎士―日欧比較中近世史の研究―』、思文閣出版)
- 小島道裕 二〇一六 a 『戦国・織豊期城研究からみた石見益田』(『中世都市研究会編』『日本海交易と都市』、山川出版社)
- 小島道裕 二〇一六 b 『洛中洛外図屏風―つくられた『京都』を読み解く―』吉川弘文館
- 小島道裕 二〇一九 『中世の札』(『歴史と地理』七二七)
- 小島道裕 二〇二二 『中世末期―近世初頭における真言宗寺院の本末関係と僧侶の旅―宝金剛寺、千手院、宝珠院の所蔵資料から―』(『文化財が紡ぐ佐倉の歴史―宝金剛寺と北条氏勝―』皓月山宝金剛寺編集・発行)
- 滋賀県教育委員会・(財)滋賀総合研究所 一九八五 『滋賀県中世城郭分布調査3(旧野洲・栗太郡の城)』
- 坂井秀弥 一九九六 『遺跡が語る開発と村の歴史―古代・中世を中心として―』(『月刊文化財』三九八)
- 齋藤慎一 二〇〇六 『中世武士の城』(吉川弘文館)
- 高橋典幸 二〇一〇 『荘園と居館』(高橋慎一郎編『史跡で読む日本の歴史』6鎌倉の世界』吉川弘文館)
- 田北 学 一九七〇 『増補改訂編年大友史料31 大友宗家記録他』(私家版)
- 玉井哲雄 二〇〇四 『建築史からみた『中世武士の館』研究』『中世の系譜―東と西、北と南の世界』(高志書院)
- 戸田芳美 一九七五 『民衆史とその方法』(稲垣泰彦・戸田芳美編『日本民衆の歴史』2土と内乱、三省堂。戸田『日本中世の民衆と領主』、校倉書房、一九九四、に再録)
- 中野豊任 一九八八 『祝儀・吉書・呪符―中世村落の祈りと呪術―』(吉川弘文館)
- 新潟県 一九八三 『新潟県史資料編4 中世2 文書編II』
- 長谷川伸 一九九一 a 『色部氏年中行事』の基礎的考察』(『日本史研究』三四九)
- 長谷川伸 一九九一 b 『戦国期在地年中行事の再生産構造―近世における『色部氏年中行事』の成立と伝来』(『法政史学』四三)
- 飛騨市教育委員会 二〇一〇 『江馬氏城館跡Ⅵ―整備工事に伴う下館跡の発掘調査―』
- 二木謙一 一九九九 『中世武家の作法』(吉川弘文館)
- 水澤幸一 二〇〇九 『日本海流通の考古学―中世武士団の消費生活―』(高志書院)
- 矢田俊文 一九九四 『戦国期越後における守護・守護代と都市』(金子拓男・前川要編『一九九三年度日本考古学協会シンポジウム報告集』『守護所から戦国城下へ―地方政治都市論の試み―』(名著出版)
- (元)国立歴史民俗博物館研究部
(二〇二二年一月二一日受付、二〇二三年三月三一日審査終了)